

国関整建二産登 第732号
令和2年6月16日

株式会社 南建設 殿

関東地方整備局長



測量法に基づく測量業者としての登録の更新について（通知）

貴殿の申請に係る標記については、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定により、下記のとおり登録の更新をしたので、同条第2項の規定により通知する。

記

登録更新年月日	令和2年6月27日
登録番号	登録第（13）-3438号
登録の有効期限	令和7年6月26日

注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和7年5月27日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）